

防教衛第 6508 号
63.12.14
改正 防人衛第 3485 号
9.7.1

防衛大学校長
防衛医科大学校長 殿
各幕僚長

事務次官

医師及び歯科医師の通修について（通達）

医師及び歯科医師（以下「医師等」という。）がその職務を全うするためには、日進月歩する医学知識、医療技術等（以下「技術等」という。）を常に習得向上する事が必要不可欠であること、当庁における医官及び歯科医官の充足状況が必ずしも十分でないこと等を勘案し、その対策の一環として、従来から、医官及び歯科医官が部外の公的医療機関等において技能等を修得し向上させることを「通修」として認めてきたところである。

しかしながら、最近において、全国的な医師の過剰、防衛医科大学の設置などにより、部隊、機関等への医師等の充足が向上してきたこと、医師等の生涯教育の重要性が増大する傾向にあること等に鑑み、同制度の在り方を見直すことが必要となったため、今後の通修は、下記の方針に基づき実施することとされたので、全医師等に対して、その趣旨を周知徹底されたい。

なお、この際、いわゆる兼業及び兼職とこの通修とは全く別個のものであり、医師等が兼業及び兼職に該当する行為を実施しようとする場合は、別途法令に定める手続きをとることが必要であることを併せて管下の医師等に指導されたい。

この通達の発出に伴い、医官及び歯科医官の通修の運用について（防衛生第 3492 号。53.7.7）は廃止する。

記

- 1 隊員である医師等の技能等の修得及び向上は、医師等が現に勤務する自衛隊の病院等における診療を通じて行うことが基本であるものの、当該病院等においてその習得及び向上が困難であり、かつ、当該医師等の教育上必要である場合には、これ以外のところにおける通修を通じて、報酬を受けることなく、その実現を図ることができるものとする。

なお、通修は、隊員及びその家族に対する医療の確保に支障をきたさない範囲で行うものとし、暦日週 2 日以内を限度とする。

2 通修の対象者は、病院に勤務する医師等で管理者でない者及び病院以外の部隊、機関等に勤務する医師等（教育職俸給表（一）適用者は除く。）とし、また、その派遣先は、部内並びに部隊の医育機関、公的医療機関及び公的研究機関（以下「公的機関」という。）とするものとする。

ただし、通修の対象者について、病院に勤務する医師等で管理者であるものがその技術等の修得及び向上を図る上で通修することがやむを得ないと認められる場合、また、派遣先について、公的機関以外において通修することがやむを得ないと認められる場合には、この限りではない。

3 防衛大学校長及び防衛医科大学校長並びに陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長は、上記1及び2の趣旨を踏まえ、適切に通修を運用する観点から、常にその実態を的確に把握するとともに、管下にある医師等の通修の状況を人事教育局長に定期的に報告するものとする。